

# 愛川町企業誘致等に関する条例のご案内

この条例は、愛川町内の指定区域に立地等する企業が、一定の要件を満たした場合に、奨励措置として、固定資産税・都市計画税の課税免除や不均一課税（軽減）のほか、環境配慮設備（太陽光発電又は屋上緑化）及び新規従業員雇用に対する奨励金の交付を行い、産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としています。

適用期限：令和6年4月1日 から令和11年3月31日 までに立地していること。

**令和6年4月から企業立地等の要件を緩和し、支援内容を拡大しました。**

（制度改正の内容）

**○戦略産業以外の製造業、自然科学研究所、情報通信業の税軽減をさらに緩和しました。**

固定資産税・都市計画税を1年目～2年目を課税免除、3年目～5年目については1/5に軽減を行います。

## 1 対象地域

製造業、情報通信業、自然科学研究所…工業系区域及び県央愛川ハイテク研究所団地  
宿泊業…町内すべての地域

## 2 支援を受けるための要件

適用期限までに事業を開始していることが必要です。

対象業種	投下資本額※		
	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所、宿泊業	3億円以上	3千万円以上	1千万円以上
情報通信業	1億円以上		

償却資産のみの増資の場合

対象業種	投下資本額※		
	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、情報通信業、自然科学研究所、 宿泊業	3億円以上	3千万円以上	1千万円以上

※投下資本額は新設、移設、または増設に伴って取得した土地、家屋及び償却資産の合計額から国・県等の補助金を除いた額になります。

## 3 奨励措置要件

- ① 企業が事業所等を新設し、事業を開始していること。
- ② 愛川町内の既存企業が、事業所等を移設し、事業を開始していること。
- ③ 愛川町内の既存企業が、事業所等を増設し、事業を開始していること。
- ④ 愛川町内の既存企業が、事業規模拡充を目的に償却資産を取得し、事業を開始していること。

※既存企業にあっては、3年以上の事業実績が必要です。

※納税要件として、国税、都道府県税、市区町村税等を完納していることが必要です。

## 4 奨励措置 ※適用回数制限はありません。

### ①税軽減 支援内容を拡大しました。

税目	支援内容	対象業種
固定資産税・都市計画税（5年間）	課税免除	戦略産業 (ロボット関連、医療関連の製造業)
	1～2年目 課税免除 (従前は1/5に軽減)	上記以外の製造業、 情報通信業、自然科学研究所
	3～5年目 1/5に軽減	
	1/2に軽減	宿泊業（ホテル・旅館業に限る）

※通常税率は、固定資産税1.4/100、都市計画税0.2/100です。

### ②環境配慮設備設置奨励金

対象設備	支援内容
太陽光発電設備	発電能力10キロワット以上の設置に対して、50万円を交付します
屋上緑化	建築物の屋上の全部又は一部に3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付します ①屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額 ②緑化に要した費用の2分の1の額 ※①か②のいずれか低い方の額

### ③雇用奨励金

立地に伴い企業が新たに町民を雇用した場合、従業員1人につき**20万円**を、5人を限度に交付します。また、その新規従業員が障がいを持っている場合は、1人につき**10万円**を加算します。

※②及び③の奨励金について、償却資産のみの増資の場合は対象となりません。

### 【関連】企業立地に伴う就業者転入奨励金制度

#### （愛川町企業の立地に伴う就業者転入奨励金交付要綱）

企業誘致条例の奨励措置の適用を受けた企業（償却資産のみの増資は除く）に勤務する就業者のうち、愛川町以外に居住する者が定住の意思をもって本町へ転入した場合に、**50万円**を就業者へ交付します。

※就業者自ら居住の用に供する住宅を取得（新築又は購入）し、取得した日の直後の固定資産課税基準日（1月1日）まで引続き居住していること等を要します。

\*制度に対する問い合わせは、愛川町役場環境経済部商工観光課商工労政班  
(046-285-2111 内線3524)まで